



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
www.aplawjapan.com

2025年2月19日

No.FIN_020

2024年11月1日から施行された金融サービスを提供する事業者の顧客等の最善の利益を勘案した誠実公正義務について

執筆者：弁護士 [太田 健太郎](#)

1. はじめに

2023年11月29日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第79号）が公布され、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成12年法律第101号）（以下「金融サービス提供法」といいます。）についても改正がなされました（以下この改正を「本改正」といいます。）。

本改正によって、顧客等の最善の利益を勘案した誠実公正義務が新設され、2024年11月1日から施行されています。

そこで、本稿では、今般施行された顧客等の最善の利益を勘案した誠実公正義務の内容について解説するとともに、同義務の新設に併せて追加された監督指針の内容についても解説します。

2. 改正の経緯

金融庁は、2017年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「原則」といいます。）を策定し、プリンシプルベースのアプローチのもとで、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う全ての金融機関（以下「金融事業者」といいます。）に対して、顧客本位の商品・サービスを提供する取組みを促してきました。

このような状況の中、金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース中間報告（2022年12月9日公表。以下「顧客本位タスクフォース中間報告」といいます。）では、商品組成・選定や説明のあり方、提案方法等に関する課題が引き続き指摘されているほか、原則を採択していない、あるいは、方針等を公表していない金融事業者も多く存在しており、取組みは「道半ば」の状況にあるとの指摘がなされました。¹

また、同報告書において、「家計の安定的な資産形成に向けて、全ての金融サービスの提供について顧客本位の業務運営が求められる中、金融事業者全体による顧客本位の業務運営の取組みの定着・底上げを図る必要がある。このため、「原則」に定められている金融事業者は顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきであることを広く金融事業者一般に共通する義務として定めることなどにより、「原則」が対象とする金融事業者全体による、「原則」に沿った顧客・最終受益者の最善の利益を図る取組みを一步踏み込んだものとするを促すべきである。」²との提言がなされました。

¹ 顧客本位タスクフォース中間報告 (https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221209.html) 2頁

² 顧客本位タスクフォース中間報告 2頁

このような経緯を踏まえ、金融サービスを提供する事業者に対して、横断的に顧客等の最善の利益を勘案しつつ顧客等に対して誠実かつ公正に業務を遂行する義務（以下「誠実公正義務」といいます。）課す旨の規定が新設されました。

3. 改正金融サービス提供法の規定内容

本改正により、金融サービス提供法第2条に以下の規定が新設されました。³

第二章 顧客等に対する誠実義務

第二条 金融サービスの提供等に係る業務を行う者は、次項各号に掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務であつて顧客（次項第十四号から第十八号までに掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務を行う場合にあつては加入者、その他政令で定める場合にあつては政令で定める者。以下この項において「顧客等」という。）の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるものを行うときは、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

2 前項の「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」とは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
一～十九 （略）

(1) 誠実公正義務の趣旨及び内容

第2条第1項の趣旨は、これまで顧客本位の業務運営に関する原則に基づき促してきた、顧客本位の業務運営の取組みの一層の定着・底上げを図る点にあるとされています。⁴そして、第2条第1項は、「顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない」と規定することで、金融サービスの提供等に係る業務を行う者に対して、誠実かつ公正に業務を遂行するにあたっては、顧客等の最善の利益を勘案する必要があることを明示しています。

「顧客等の最善の利益」とは、「顧客一人ひとりによって、また、同一の顧客であっても当該顧客の置かれた状況等により異なり得るものであり、さらに、それを実現する方法については金融事業者のビジネスモデル等によって異なり得るものと考えられます。したがって、「顧客等の最善の利益」は各金融事業者等において考えられるべきものであり⁵、また、結果として経済的な利益が生じなかったことのみをもって、直ちに誠実公正義務の違反となるものではないとされています。⁶本条が想定する「最善の利益」は、顧客にとって目先の経済的な利益を生じ得るが長期的にみたまときは顧客に不利益となる可能性がある場合の当該経済的な利益や機械的な計算に基づく経済的な利益等の短期的・形式的な意味での利益に限らず、実質的な意味での利益を主に想定されています。⁷⁸

³ 本条の新設に伴い、各業法から、本条と同趣旨の誠実公正義務に係る規定等が金商法等から削除されました（改正前の金融商品取引法第36条第1項、銀行法第52条の60の12など）。

⁴ 令和6年10月30日金融庁公表「令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案に関するパブリックコメントの結果等について「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」」

(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20241030-2/20241030.html>) No.1

⁵ 前掲注4 パブリックコメント No.2

⁶ 前掲注4 パブリックコメント No.3

⁷ 今泉宣親ほか「顧客本位の業務運営と「最善の利益」の法定」 商事法務 2359号 20頁参照

⁸ 前掲注4 パブリックコメント No.10

(2) 誠実公正義務の相手方

誠実公正義務の相手方は、金融サービス提供に係る業務を行う場合は「顧客」、企業年金等の実施に係る業務を行う場合は「加入者」とされています。⁹

(3) 誠実公正義務の対象となる業務

誠実公正義務の対象となる業務は、金融サービス提供法第2条第2項各号に掲げる業務と、「これに付随し、若しくは関連する業務であって顧客（中略）の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの」とされています。そして、「これに付随し、若しくは関連する業務であって顧客（中略）の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの」について、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令」（平成12年政令第484号。以下「政令」といいます。）第2条では、法令上、付随業務又は付帯業務として定められた業務が規定されています。さらに、政令の委任を受けた「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令第二条の規定に基づき業務を定める内閣府令」（令和6年内閣府令第90号）では、政令で規定した付随業務等に類する業務も誠実公正義務の対象として規定されています。

本来業務だけでなく、付随業務等についても誠実公正義務の対象業務とすることで、金融商品取引業者、銀行、保険会社等が行う幅広い業務が誠実公正義務の対象とされています。

(4) 誠実公正義務を負う者

金融サービス提供法第2条第1項に基づき誠実公正義務を負う者は、「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」、すなわち(3)に記載する業務を行う者及びその役職員等です（同第2条第2項・政令第2条の2）。これらの業務を行うために必要な許認可等を受けることなく当該業務を行うものは、明示的に除外されていないため、金融サービス提供法第2条第1項に基づき誠実公正義務を負うものと考えられます。

⁹ 本改正により、金融事業者のほか企業年金制度等の実施者等についても誠実公正義務の名宛人とされましたが、本稿では、金融事業者の向けの規制について取り上げています。

4. 監督指針の改正

誠実公正義務の新設に加えて、同義務の適用を受ける事業者向けの各監督指針等において、誠実公正義務に関する監督上の主な着眼点や監督手法等に関する記載が追加されています。以下は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に追加された記載ですが、他の監督指針等にも同様の記載が追加されています。

III-2-3 顧客の最善の利益の確保

III-2-3-1 顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務（金融サービス提供法第2条）

(1) 主な着眼点

金融商品取引業者が、その業務を通じて、社会に付加価値をもたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには、顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を行うことが求められる。そこで、金融商品取引業者が、必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない「顧客の最善の利益」をどのように考え、これを実現するために自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や商品・サービス提供も含め、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているかを検証する。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故等届出等を通じて把握された金融商品取引業者の誠実公正義務上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、金融商品取引業者の業務の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

上記指針では、金融事業者の業務の遂行について、「自らの規模・特性等に鑑み」とされているところ、各金融事業者が「顧客等の最善の利益」を実現していく具体的な方法は、金融事業者の規模や特性（銀行、証券会社、保険会社といった業態の別やサービス提供の在り方等）のほか、顧客基盤や各社の保有するリソース等に応じて異なり得るものであるため、それらの要素に鑑みて、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行することが求められることとなるのであって、各金融事業者に対して絶対的な水準が一律に要求されるものではないと考えられます。¹⁰

また、上記指針では、「組織運営や商品・サービス提供も含め、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているか」と記載されているところ、誠実公正義務の検証にあたっては、個別の取引における販売、勧誘の場面において、金融商品のリスクについてわかりやすく情報提供を行うといった取組みに留まらず、ビジネスモデルの在り方、例えば、業績評価をはじめとする組織運営の在り方や、商品ラインナップの在り方、プロダクトガバナンスなども、「顧客等の最善の利益」を勘案しているかといった点も着眼点となると考えられます。¹¹

¹⁰ 寺川和真ほか「金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年法律第79号）およびその関係政府令の解説—顧客等の最善の利益を勘案した誠実公正義務の創設およびデジタル化の進展等に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策—」金融法務事情 2248号 10頁参照

¹¹ 前掲注4パブリックコメント No.10、前掲注10 10頁

5. 罰則

金融サービス提供法上、誠実公正義務の違反に関する罰則や直接の監督上の処分規定は置かれていませんが、同義務の対象となる各業務に係る業法上に監督上の処分の規定がある場合、所管事業者による誠実公正義務の違反は、当該業法上の規定に基づき行政処分の対象となり得ます。

なお、誠実公正義務の違反については金融サービス提供法第6条に相当する規定がなく、この違反行為が私法上の不法行為又は債務不履行を構成するか否かは、明らかではありません。

6. 結び

顧客等の最善の利益を勘案した誠実公正義務が明示的に法定され、施行されたことに伴い、各金融機関においては、ビジネスモデルの在り方、商品ラインナップの在り方、プロダクトガバナンスといったレベルでも「顧客等の最善の利益」を勘案することが一層重要になっていくと考えられます。

以上

執筆者

弁護士 [太田 健太郎](#) (アソシエイト、第二東京弁護士会)
Email: kentaro.ota@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ファイナンスプラクティスグループ
Email: fpg@aplaw.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せず渥美坂井の弁護士にご相談ください。